

05934P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

34

所得税法

▼  
理論マスター

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版

# はじめに

理論問題の解答は、特に問題の要点を捉え、簡潔平明に書くことが肝要である。与えられた問題に対し、要件、取扱いなど必要な項目はもらさないようにする反面、問題に外れた事項まで触れることは避けなければならない。

1問当たり25分程度で解答するものとした場合 1,500字程度が限度であるため、各理論について原則としてその範囲に収めるように配慮した。

また、各理論にチェック表を付けたので、暗記スケジュールに役立てて欲しい。

最近の理論問題は、個別問題形式のみではなく応用問題形式の出題が顕著となっているが、基本となるのは条文を中心とした個別問題である。

それぞれの規定についての理解ができていれば、どのような出題形式で問われても恐れるに足らない。

そこで本書「理論マスター」で基本理論を把握し、「理論ドクター」で応用力を養成して最近の出題傾向に対処する力を養ってもらいたい。

本書が、ひとりでも多くの合格者輩出の一助となれば幸いです。

本書は平成26年7月までの施行法令に準拠している。

TAC税理士講座

凡	例
法	所得税法
令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
国通法	国税通則法
災免法	災害減免法
復財法	復興財源確保法
引	用
法22③	所得税法第22条第3項

## 本書を使用する際の注意点

### 1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

### 2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上で重要な度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要な度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

### 3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要な度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

### 4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

### 5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

## C O N T E N T S

### 目 次

#### テーマ 1：総則関係

1－1	納税義務者	2
1－2	実質所得者課税の原則	6
1－3	納税地	10
1－4	非課税所得	12
1－5	特定新株予約権等の行使に係る経済的利益の非課税	16
1－6	損害賠償金を受け取った場合	18
1－7	保険金・損害賠償金等を受け取った場合	20

#### テーマ 2：各種所得

2－1	各種所得の意義及び所得の金額	26
2－2	配当所得	30
2－3	給与所得	32
2－4	給与所得者の特定支出控除の特例	34
2－5	退職所得	36
2－6	年金を受け取った場合	38

#### テーマ 3：事業所得等

3－1	所得計算の通則	42
3－2	収入金額の別段の定め	44
3－3	収入・費用帰属時期の特例	46
3－4	家事関連費等及び外国所得税の必要経費不算入等	50
3－5	資産に係る控除対象外消費税額等	52
3－6	必要経費に算入される資産損失	54
3－7	債権の回収不能	56
3－8	事業廃止後に生じた費用又は損失	58
3－9	貸倒引当金	60
3－10	同一生計親族が事業から受ける対価	62

## テーマ4：譲渡所得等

4-1 取得費	66
4-2 生活に通常必要でない資産の災害等による損失	68
4-3 借地権等設定により権利金を受け取った場合	70
4-4 譲渡所得の基となる資産等の贈与等の場合の譲渡所得等の特例	72
4-5 無償又は低額による資産の移転	74
4-6 固定資産の交換の所得税法の特例	78
4-7 居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例	82
4-8 株式の譲渡による所得	84
4-9 特定中小会社の株式に係る特例	88

## テーマ5：課税標準

5-1 課税標準の趣旨と内容	90
5-2 損益通算	92
5-3 純損失の繰越控除	94
5-4 雜損失の繰越控除	96
5-5 一定の居住用財産の譲渡損失の特例	98

## テーマ6：所得控除

6-1 所得控除の内容	102
6-2 雜損控除	108
6-3 医療費控除	114
6-4 配偶者控除	116
6-5 配偶者特別控除	118
6-6 扶養控除	120

## テーマ7：税額計算等

7-1 平均課税	126
7-2 配当控除	130
7-3 住宅借入金等特別税額控除	132
7-4 外国税額控除	138

## テーマ8：予納制度

8-1	配当所得の源泉徴収及び課税制度	142
8-2	給与所得の源泉徴収	144
8-3	年末調整	148
8-4	給与所得者の源泉徴収に関する申告書	150
8-5	源泉徴収に係る納期の特例	152
8-6	退職所得の源泉徴収	154
8-7	公的年金等の源泉徴収	156
8-8	特定口座の源泉徴収	158
8-9	支払調書・源泉徴収票	160
8-10	予定納税制度	162
8-11	予定納税額の減額承認申請	164

## テーマ9：確定申告等

9-1	確定申告の種類	170
9-2	確定所得申告	176
9-3	財産債務明細書・収支内訳書 ・総収入金額報告書・国外財産調書	180
9-4	納付の原則	182
9-5	所得税額の延納	184
9-6	還付の原則と予納税額等の還付	186
9-7	純損失の繰戻し還付	188
9-8	青色申告	190
9-9	青色申告の特典	192
9-10	青色申告特別控除	194
9-11	業務を行う者の記帳義務	196

## テーマ10：是正手続等

10-1	修正申告	198
10-2	更正の請求	200
10-3	更正又は決定	202
10-4	附帯税	204
10-5	不服申立て	206

《参考》	条文を読む上で注意すべき用語	208
------	----------------	-----

テーマ

1

## 総 則 関 係

- 1－1　納税義務者
- 1－2　実質所得者課税の原則
- 1－3　納税地
- 1－4　非課税所得
- 1－5　特定新株予約権等の行使に係る経済的利益の非課税
- 1－6　損害賠償金を受け取った場合
- 1－7　保険金・損害賠償金等を受け取った場合

## 1-1

## 納税義務者



## I 納税義務者の種類（法2①三～七、3、5）

重要度◎

## 1 個人である納税義務者

所得税は、個人を**居住者**と**非居住者**に、さらに**居住者**を**非永住者**と**非永住者**以外の**居住者**に区分して納税義務を課している。

- (1) **居住者**とは、**国内に住所**を有し、又は現在まで引き続いで**1年以上居所**を有する個人をいう。
- (2) **非永住者**とは、**居住者**のうち、**日本国籍**を有しておらず、かつ、過去**10年以内**において**国内に住所又は居所**を有していた期間の合計が**5年以下**である個人をいう。
- (3) **非居住者**とは、**居住者以外**の個人をいう。

(注) 公務員は、原則として、**国内に住所を有しない期間**についても**国内に住所を有する**ものとみなして、上記の判定を行う。

## 2 法人である納税義務者

**徵稅技術上の便宜等**から、法人を**内国法人**と**外国法人**に区分して納税義務を課している。

- (1) **内国法人**とは、**国内に本店又は主たる事務所を有する**法人をいう。
- (2) **外国法人**とは、**内国法人以外**の法人をいう。

## II 課税所得の範囲（法7、8）

重要度◎

- (1) **非永住者以外の居住者**……**すべて**の所得
- (2) **非永住者**……**国内源泉所得**及びこれ以外の所得で**国内において支払われ**、又は**国外から送金**されたもの
- (3) **非居住者**……**国内源泉所得**
- (4) **内国法人**……**国内において支払われる**利子等、配当等、給付補てん金その他一定の所得
- (5) **外国法人**……**国内源泉所得**のうち一定のもの

なお、**納税義務者の区分が異動**した場合には、**それぞれの期間内**に生じた**それぞれの所得**に対して課税する。

### III 課税方法 (法21、22、164～165、169、174、178)

重要度◎

#### 1 居住者

原則として、総合課税の方法による。

#### 2 非居住者

##### (1) 国内に恒久的施設を有する非居住者

居住者に準じて課税される。

なお、所得控除は、雑損控除、寄附金控除及び基礎控除のみが適用され、税額控除は、外国税額控除等の適用はない。

##### (2) (1)以外の非居住者

国内にある資産の運用等による所得は、居住者に準じて課税される。

その他の国内源泉所得は、源泉分離課税の方法による。

#### 3 内国法人

源泉徴収の方法による。

#### 4 外国法人

国内に恒久的施設を有する外国法人は、内国法人に準じて課税される。

それ以外の外国法人は、源泉分離課税の方法による。

### IV 復興特別所得税 (復財法8)

重要度○

所得税の納税義務者は、復興特別所得税の納税義務がある。



## 1 国内源泉所得

国内源泉所得とは、国内において行う事業等により生ずる所得、国内にある土地建物等の譲渡の対価、国内にある不動産等の貸付けの対価、日本国の国債、地方債又は内国法人が発行する債券の利子、国内にある営業所に預けられた預貯金の利子、内国法人から受ける配当等又は国内において行う勤務等による給与等その他一定のものをいう。

但し、租税条約により異なる定めがある場合は、その条約の定めるところによる。

## 2 原則として、総合課税の方法

次に掲げる所得は、それぞれ次による。

- (1) 上場株式等の配当所得で一定のもの、土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得については、**分離課税の方法**による。
- (2) 利子等については**源泉分離課税の方法**、一定の配当等などについては、**申告不要**の特例がある。

## 3 国内に恒久的施設を有する者

国内に恒久的施設を有する者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 国内に**支店等**（支店、事業所、事務所、工場、倉庫など）を有する者
- (2) 国内で**建設作業等を1年を超えて**行う者など
- (3) 国内に**代理人等**を置く者

(MEMO)

テーマ  
....

1

## 実質所得者課税の原則



### I 原 則 (法12)

重要度◎

資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人で、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、所得税法の規定を適用する。

### II 信託財産の帰属 (法13)

重要度◎

信託の受益者は、その信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなしつつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、信託の受益者の収益及び費用とみなして、所得税法の規定を適用する。

但し、一定の投資信託などは、この限りでない。

### III 無記名の有価証券の利子配当等 (法14)

重要度◎

無記名の有価証券の利子配当等は、元本の所有者以外の者が支払を受ける場合であっても、元本の所有者が支払を受けるものとみなして、所得税法の規定を適用する。

### IV 名義人受領の調書 (法228)

重要度○

業務に関連して、名義人として利子配当等などの支払を受ける者は、その利子配当等などに関する調書を、その支払を受けた年の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならない。

## V 補完規定

重要度△

テーマ  
....

1

## 1 同一生計親族が事業から受ける対価（法56、57）

居住者と生計を一にする親族が、その居住者の営む事業から**対価の支払を受ける**場合には、その**対価の額**は、その事業の所得の金額の計算上、**必要経費に算入しない**ものとし、かつ、**その親族のその対価に係る必要経費に算入されるべき金額**をその事業の所得の金額の計算上、**必要経費に算入する**。

また、**その親族が支払を受けた対価の額及びその対価に係る必要経費に算入されるべき金額は、ないものとみなす**。

但し、**青色事業専従者給与等**の特例がある。

## 2 同族会社等の行為又は計算の否認（法157）

同族会社等の行為又は計算で、**これを容認した場合**にはその**株主等**又はその**特殊関係者の所得税**の負担を**不当に減少させる結果**となると認められるものがある場合には、**更正又は決定**に際し、その**行為又は計算にかかわらず、課税標準等を計算する**ことができる。

## 3 事業所の所得の帰属の推定（法158）

法人に**15以上**の事業所があり、その**3分の2以上**の事業所の**主宰者が**、前にその事業所において**個人として同一事業**を営んでいた事実がある場合には、各事業所の**取引の全て**が**その法人の名**で行われているときを除き、各事業所の**主宰者が**その**各事業所の収益の享受者と推定して、更正又は決定**をすることができる。



## 信託財産等の帰属

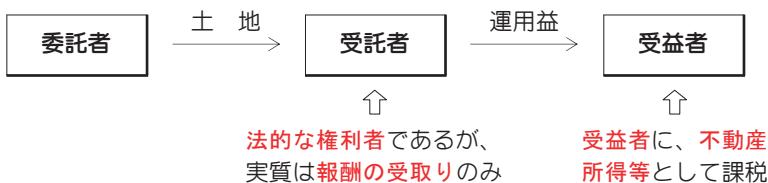
信託の当事者は、**委託者**、**受託者**（信託銀行等）、**受益者**の三者である。

**信託財産等の法的な権利者は受託者**である。

しかし、**受託者**は単に**信託報酬**を受けるのみで、**その収益を実際に享受する**のは**受益者**である。

したがって、**受益者が信託財産等**を有するものとみなし、**信託財産**に係る**収益費用**は、その収益・費用が発生した段階で、**受益者の収益・費用**とみなされる。

（土地信託の場合）



但し、**一定の投資信託など**については、その収益の分配を、**受益者**が**その受領時に利子所得等**として課税した方が合理的であることから、除かれている。

- (1) 集団投資信託（一定の投資信託など） ⇒ **受領時に受益者**に課税
- (2) 退職年金等信託 ⇒ **受領時に受益者**に課税
- (3) 法人課税信託 ⇒ **収益発生時に受託者**に課税

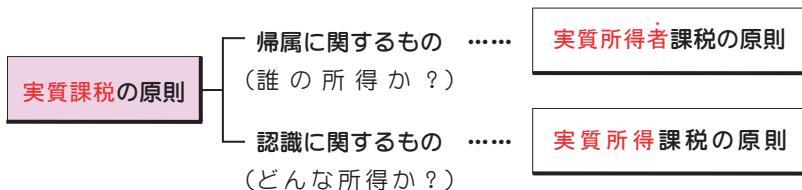
法人課税信託は、**受託者**から**受益者**に分配がされたときに、その分配金が**剰余金の配当**として、**受益者**に課税される。



## 参 考

租税原則のなかで重要なものとして、**応能負担の原則**（担税力に応じた課税）があり、そのために、その**実質**（経済的実質）に従って課税しようとするものが、**実質課税の原則**である。

なお、**実質課税**の原則は、次の2つに区分される。



### \* 実質所得課税が表れている規定の代表例

- (1) **みなし配当**（法25）
- (2) **分離短期譲渡所得**として課税される株式等の譲渡（措法32）
- (3) **ゴルフ会員権等**の譲渡に類似する株式等の譲渡（法33）
- (4) 棚卸資産等の**家事消費、贈与等**（法39、40）
- (5) 譲渡所得の基となる資産の**贈与等**の特例（法59）
- (6) **借地権等**のみなし譲渡（令79）
- (7) 事業所得等の収入金額とされる**保険金等**（令94）
- (8) 譲渡所得の収入金額とされる**補償金等**（令95）

## 1-3

## 納税地



## I 納税地の意義

重要度○

納税地とは、**納税者が申告、納付等**をする場合又は**税務官庁**が**更正、決定等**をする場合の**基準**となる場所をいう。

## II 原則的納税地（法15）

重要度◎

- (1) 国内に**住所**を有する場合
  - ……その**住所地**
- (2) 国内に**住所**を有せず、**居所**を有する場合
  - ……その**居所地**
- (3) 国内に**住所**及び**居所**を有しない場合
  - ① 国内に**恒久的施設**を有する場合
    - ……その**恒久的施設**の所在地
  - ② (1)又は(2)に該当していた者で、①に該当せず、かつ、**納税地とされていた場所**に**親族等**が**居住**しているとき
    - ……その**納税地とされていた場所**
  - ③ ①及び②以外で、国内にある**不動産の貸付等の対価**を受ける場合
    - ……その**対価に係る資産**の所在地
  - ④ 上記以外の場合
    - ……その者が**選択した場所**等

## III 選択的納税地（法16）

重要度◎

- (1) 国内に**住所**のほか**居所**を有する者
  - 住所地**に代え、**居所地**を納税地とすることができる。
- (2) 国内に**住所**又は**居所**を有し、かつ、それ以外の場所に**事業場等**を有する者
  - 住所地**又は**居所地**に代え、**事業場等**の所在地を納税地とすることができる。
- (3) 納税地を**変更**しようとする者
  - 変更前**及び**変更後**の納税地の所轄税務署長に、その旨の**届出書**を提出しなければならない。
  - なお、その**提出後**の納税地は、その**変更後**の納税地とする。

## IV 死亡した者の納税地（法16⑥）

重要度◎

死亡した者の納税地は、その死亡した者の死亡時における納税地とする。

## V 源泉徴収に係る納税地（法17）

重要度◎

源泉徴収に係る納税地は、その支払をする者の支払事務を取り扱う事務所等のその支払の日における所在地（支払日以後に、国内において事務所等を移転した場合には、移転後の所在地等）とする。

但し、公社債の利子、内国法人が支払う剰余金の配当等は、その支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地（支払日以後に、国内において事務所等を移転した場合には、移転後の所在地等）とする。

## VI 納税地の指定（法18）

重要度◎

納税地が不適当であると認められる場合には、国税局長又は国税庁長官は、その納税地を指定し、書面により通知する。

## VII 納税地に異動があった場合（法20）

重要度○

納税地に異動があった場合には、遅滞なく、異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長に、その旨の届出書を提出しなければならない。

## VIII 復興特別所得税（復財法11）

重要度○

復興特別所得税の納税地は、所得税の納税地とする。

## 非課税所得



## I 利子所得関係 (法10、措法4、4の2、4の3、5)

重要度○

- (1) 障害者等の元本350万円以下の少額預貯金等の利子で一定の手続をしたもの
- (2) 障害者等の元本350万円以下の少額公債の利子で一定の手続をしたもの
- (3) 元本550万円以下の財形貯蓄（住宅又は年金に限る。）の利子で一定の手続をしたもの
- (4) 納税準備預金の利子（租税納付目的以外に引出された期間の利子を除く。）等

## II 配当所得関係 (法9①十一、措法9の8)

重要度○

- (1) オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち元本払戻金（特別分配金）
- (2) 非課税口座内少額上場株式等の配当等

## III 給与所得関係 (法9①四～八、措法29の2)

重要度○

- (1) 出張旅費等で通常必要と認められるもの
- (2) 通勤手当のうち通常必要と認められるもの
- (3) 制服等の現物給与で、その職務の性質上欠くことのできないもの
- (4) 国外勤務者の在外手当
- (5) 外国政府等に勤務する特定の者の給与
- (6) 特定新株予約権等の行使に係る経済的利益

## IV 退職所得関係 (法9①十六)

重要度○

相続又は遺贈により取得したものとみなされる退職手当金等

## V 謾渡所得等関係

(法9①九、十、措法37の14、37の15、40、40の2、40の3)

重要度◎

- (1) **生活に通常必要な動産**（1個又は1組の価額が30万円超の貴石等、書画、骨とう及び**美術工芸品**を除く。）の譚渡による所得
- (2) **強制換価手続**による資産（棚卸資産等を除く。）の譚渡による所得
- (3) **公社債等**（一定のものを除く。）の譚渡による所得
- (4) 国等に対する資産の**贈与**又は**遺贈**による所得
- (5) 国等に対する**重要文化財**の譚渡による所得
- (6) **相続税の物納**による所得
- (7) **非課税口座内少額上場株式等**の譚渡による所得

## VI 一時所得関係 (法9①十四、十六等)

重要度○

- (1) **相続**、**遺贈**又は**個人からの贈与**により取得するもの
- (2) **心身**に加えられた損害につき支払を受ける**慰謝料**その他の**損害賠償金**及び**身体の傷害**に基団して支払を受ける**保険金等**
- (3) **資産**に加えられた損害につき支払を受ける**保険金**、**損害賠償金等**
- (4) **当せん金付証票法**による**当せん金付証票**の当せん金品
- (5) **オリンピック大会等**の成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等

## VII 雜所得関係 (法9①三等)

重要度○

- (1) **増加恩給**（これに併給される**普通恩給**を含む。）及び**傷病賜金等**
- (2) **遺族恩給**及び**遺族年金**（死亡した者の**勤務**に基づいて支給されるものに限る。）
- (3) **心身障害者扶養共済制度**に基づく給付
- (4) **文化功労者年金等**



## 給与所得者の非課税

### 1 出張旅費等（法9①四）

給与所得者が**出張**若しくは**転勤**をした場合又は**就職**若しくは**退職**した者が**転居**した場合の**旅費等**で、通常必要であると認められるものは、非課税とされる。

### 2 一定の通勤手当（法9①五）

**通勤する**給与所得者が**通勤**に必要な**交通機関の利用等**のための**通勤手当**のうち、通常必要であると認められるものは、非課税とされる。

### 3 制服等の現物給与（法9①六）

給与所得者が使用者から受ける**制服等の現物給与**で、その**職務の性質上**欠くことのできないものは、非課税とされる。

### 4 在外手当（法9①七）

**国外勤務者**の受ける一定の在外手当は、非課税とされる。

### 5 外国政府等に勤務する特定の者の給与（法9①八）

外国政府等に勤務する特定の者の給与等は、非課税とされる。

### 6 特定新株予約権等の行使に係る経済的利益（措法29の2）

株式会社の**取締役**、**執行役**又は**使用人**が、その会社との契約により与えられた新株予約権等で一定の要件を満たすもの（特定新株予約権等）を行使して株式を取得した場合の経済的利益は、非課税とされる。



## 参 考

テーマ  
....

1

## 資産の譲渡による所得の非課税

## 1 生活に通常必要な動産（法9①九）

自己又は**その親族**が生活の用に供する**家具、衣服等の動産**で一定のものの譲渡による所得は、非課税とされる。

## 2 強制換価手続（法9①十）

**資力を喪失**して**債務を弁済することが著しく困難**である場合における強制換価手続による資産（**棚卸資産等**を除く。）の譲渡による所得は、非課税とされる。

## 3 公社債等（措法37の15）

次の有価証券の譲渡による所得は、非課税とされる。

- (1) **公社債**（**新株予約権付社債等**を除く。）
- (2) **公社債投資信託**の受益権
- (3) **公社債等運用投資信託**の受益権等

## 4 国等に対する財産の贈与等（措法40）

譲渡所得の基となる資産等を**国、地方公共団体及び特定の公益法人等**に対し**贈与**又は**遺贈**した場合には、その**贈与**又は**遺贈**はなかったものとみなす。

## 5 重要文化財（措法40の2）

個人が、重要文化財を**国及び地方公共団体等**に譲渡した場合の所得は、非課税とされる。

## 6 物 納（措法40の3）

個人が、**相続財産**を物納した場合の所得は、非課税とされる。

## 7 非課税口座内少額上場株式等の譲渡による所得（措法37の14）

居住者が、非課税口座内上場株式等の**非課税上場株式等管理契約**に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による所得については非課税とされる。

## 1-5

## 特定新株予約権等の行使に係る経済的利益の非課税



## ■趣旨■

給与所得者の新株予約権の権利行使による経済的利益については、原則として給与所得として課税されるが、一時に課税すると、取得した株式を納税資金捻出のために売却せざるを得ないことから、一定の要件を満たした場合には、非課税とされる。

## I 内容 (措法29の2①)

重要度○

株式会社（一定の子会社を含む。）の取締役、執行役又は使用人（大口株主等を除く。）が、その会社との契約により与えられた新株予約権等で、次の要件を満たすもの（特定新株予約権等）を行使して株式を取得した場合の経済的利益は、非課税とされる。

- (1) 権利行使は、付与決議日から2年超10年以内に行うこと
- (2) 権利行使価額の年間合計額が1,200万円以下であること
- (3) 新株予約権は譲渡してはならないこと
- (4) 取得した株式は、一定の金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされることなど

## II 経済的利益の価額 (令84)

重要度△

新株予約権の権利行使に係る経済的利益の価額は、権利行使時における株式の価額から払込金額を控除した金額による。

## III 手続 (措法29の2②)

重要度△

この規定は、権利行使の際、一定の書面をその株式会社に提出した場合に限り適用する。

**IV 株式を譲渡した場合**

重要度△

上記Iにより取得した株式を譲渡した場合は、**払込金額を取得価額とした上で、**株式等に係る譲渡所得等の金額として課税される。

**V 保管の委託等を解約した場合 (措法29の2④)**

重要度△

上記I(4)の保管の委託等を解約し、**取得した株式の返還等**があった場合には、その株式は、**その時の価額**により**譲渡**があったものとみなし、**その時の価額**により**取得**したものとみなす。

税理士受験シリーズ  
2015年度版 34 所得税法 理論マスター

発行日 2014年8月24日  
初版発行

編著者 TAC株式会社（税理士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)  
〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05934P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。